

# 令和8年度滋賀県デジタル広報誌企画編集業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和8年度滋賀県デジタル広報誌企画編集業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

## 1. 業務の概要

- (1) 業務の名称  
令和8年度滋賀県デジタル広報誌企画編集業務
- (2) 業務の内容  
「令和8年度滋賀県デジタル広報誌企画編集業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 2. 支出予定額

22,324,500 円(消費税および地方消費税を含む)

## 3. 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次の種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:「役務」 中分類:「映像・音声情報製作」、「広告」

なお、新たに競争入札参加者名簿への登録を受けようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4314

- (5) 「5.参加申込みおよび資料の交付」に記載する資料を交付された者であること。

## 4. プロポーザル説明会

プロポーザル説明会は、実施しない。

## 5. 参加申込みおよび資料の交付

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加申込書兼資料交付請求書」(様式1)を「13. 問合せ先および提出先」記載の連絡先にメールで送付すること。メール送付後は、その旨を必ず電話連絡すること。参加申込みのあった事業者に対し、企画提案に必要な資料を電子メールにて交付する。

令和8年2月26日(木)17時までに請求のあった者に対し、令和8年2月26日(木)中に資料を交付する(請求があり次第、随時交付する)。

なお、参加申込みをしていない事業者は、プロポーザルに参加できない。  
(参加申込期限)令和8年2月26日(木)17時まで

## 6. 質問および回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、令和8年2月27日(金)17時までに「13. 問合せ先および提出先」記載の連絡先にメールで送付(様式任意)すること。メール送付後は、その旨を必ず電話連絡すること。

上記の期限内に提出のあった各事業者からの質問および回答を全てまとめて、令和8年3月3日(火)を目途に参加申込みのあった者にメールにて提供する。

## 7. 企画提案書類等の提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成し提出すること。提案は、1者につき1案とする。

### (1) 企画提案書(6部/正本1部(社名・押印入)+副本5部(社名等なし))

様式は任意とするが、次の事項を下記の順に明記し、ページ数は表紙を除いて15ページ以内(A4判用紙のカラー刷り)とする。また、審査の公正を期すため、企画提案書の副本5部は、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。

なお、業務実施に係る体制図などには、参加者名を「当社」と記載すること。

#### ア 企画提案

##### (ア) コンセプト

(イ) 記事の企画(①～③について各1企画ずつ構成・テーマ等を示すこと。なお、③についてはショート動画を作成のうえ審査会にて提案すること。)

①10分程度の動画およびweb記事(案)

②web記事(案)

③1分程度のショート動画およびweb記事(案)

(ウ) (イ) ①～③それぞれの回数および令和8年度発信スケジュール

(エ) 閲覧促進および回遊性等の向上にかかる取組

・ウェブサイトの認知度向上・閲覧促進・回遊性等の向上案

#### イ 業務遂行体制

(ア) 業務遂行体制

(イ) 主務担当予定者

(ウ) 業務への取組方針

(I) 作業工程計画

- ・記事(動画含む)等のコンテンツの作成
- ・閲覧促進および回遊性等の向上にかかる取組

(2) 年間経費の見積書(1部)

ア 見積書の様式は任意とし、全ての経費および内訳を詳細に明記すること。

イ 消費税の税率(消費税率および地方消費税率の合計)は10%とし、税額を含んだ額とする。

(3) 添付書類(1部)

様式は任意とする。

ア 会社の経歴書

イ スタッフの履歴書

ウ 類似業務の実績一覧(それぞれの主務担当者が行った概ね3年以内の実績)

(ア) 業務名および発注者

(イ) 契約金額

(ウ) 業務の概要

(4) 社会政策推進面に係る関係書類

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し

カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し

ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については審査登録機関の証明書の写しを、①以外については認証、登録証の写し

① 国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証

② 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録

③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

## 8. 企画提案書等の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 令和8年3月6日(金)17時まで
- (2) 提出方法 郵送または持参
- (3) 受領期間 郵送の場合は簡易書留郵便により郵送し、郵送した旨を電話連絡すること。  
持参の場合は、提出期限までの土曜日、日曜日および祝日を除く9時から17時まで  
に持参すること。

※ 提出期限に遅れた場合は、いかなる場合も受け付けない。

- (4) 提出先 「13.問合せ先および提出先」のとおり

## 9. 審査

### (1) 審査概要

広報課が設置する審査会において、(3)に示す審査基準に基づき、提出された企画提案書等およびプレゼンテーションの審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。

### (2) 審査会

広報課および関係課の委員3名で構成する。

### (3) 審査基準

評価項目	着 眼 点	評価点
1.企画提案力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画内容が的確で、県政情報がわかりやすく伝わる提案となっているか</li> <li>・記事の発信回数は適切か</li> <li>・県民等(とりわけ若者層)の興味を引く内容となっているか</li> </ul>	19点
2. 記事構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の施策を知らない人でも文章がわかりやすく、関心を引く内容か</li> <li>・見出し・リード文等による訴求力があるか</li> </ul>	20点
3.動画制作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすく、最後まで見たくなる工夫があるか</li> <li>・再生回数を意識した工夫</li> <li>・映像、編集、テロップ、音楽等の表現が効果的か</li> </ul>	25点
4. 閲覧促進・回遊性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知度向上、閲覧促進に繋がる内容となっているか</li> <li>・サイト回遊性の向上や直帰率の低減等に繋がる内容となっているか</li> </ul>	10点
4.業務遂行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の業務および提案された業務を、機動性を含めて最後まで遂行できる能力や態勢であるか。</li> <li>・当該業務に係る専門的知識を有する者が配置されているか。</li> </ul>	10点
5.経済性	<p>見積価格は適正であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①予定価格の80%未満 …評価点の満点</li> <li>②予定価格の80%以上85%未満 …評価点の満点の 80%の点</li> <li>③予定価格の85%以上90%未満 …評価点の満点の 60%の点</li> <li>④予定価格の90%以上95%未満 …評価点の満点の 40%の点</li> <li>⑤予定価格の95%以上 …評価点の満点の 10%の点</li> </ul>	10点
6.社会政策面の取組	①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
	②高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届	1点

	出をしているか。	
	③ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
	④「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
	⑤環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録があるか。 ・国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ・一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ・特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1点
	7. 県内に本店を有する事業者か。	1点
		100点

#### (4) プレゼンテーション

当課が設置する審査会において、提出された企画案の審査を行います。

##### ア 審査会の構成

当課および関係課の委員(3名)をもって設置します。

##### イ プレゼンテーションの内容

企画提案書の記載内容に基づく口頭説明を行う。時間配分の予定は次のとおり。

- ・企画提案書の内容説明 : 15分以内
- ・質疑および応答 : 15分以内

##### ウ 実施方法

プレゼンテーションは滋賀県との情報共有、進捗・課題管理を行う業務リーダーが実施すること。

##### エ プレゼンテーション審査会の日時・場所

令和8年3月13日(金) 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)会議室 予定  
詳細な時間、場所等は、参加事業者に別途通知する。

#### (5) 契約予定者の決定方法

審査会において、審査基準に基づき、企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点の最も高い者を本業務の契約予定者とする。ただし総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

#### (6) 選定結果の通知

審査会における選定結果は、参加者全員に書面により通知する。

## 10. 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、広報課と詳細に協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続を行うこととする。

## 11. 無効

次の各号に該当した場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書の提出期限に遅れた場合
- (2) プレゼンテーションに遅刻または欠席した場合
- (3) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (5) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (6) 企画提案書等およびプレゼンテーションにおいて、仕様書に記載されている項目について実現しない項目があることが判明した場合
- (7) 別添の評価基準に定められている必須項目についての提案がない場合、もしくは提案に意味がない場合
- (8) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 12. その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て事業者負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 本プロポーザルは、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

## 13. 問合せ先および提出先

滋賀県知事公室広報課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-3043 メールアドレス [koho@pref.shiga.lg.jp](mailto:koho@pref.shiga.lg.jp)